

1. 件名：玄海原子力発電所3，4号炉の地震等に係る新基準適合性審査
（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事
業者ヒアリングに係る資料の受取

2. 日時：令和5年7月21日（金） 14時00分頃

3. 場所：原子力規制庁10階 地震・津波審査部門

4. 対応者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門

谷安全主任審査官、鈴木安全審査専門職

九州電力株式会社 東京支社 原子力グループ

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請のうち、地震動等の審査に係るヒアリング資料の提出があった。

(2) 原子力規制庁は、提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うためにヒアリングを行う。

6. 提出資料

- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設を除く）
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 標準応答スペクトルを考慮した地震動評価を踏まえた基礎地盤及び周辺斜面の安定性について（特定重大事故等対処施設）・・・（非公開）